

1 多様な自然環境の保全

1-1 自然環境保全地域・三重県立自然公園特別地域等の拡大

(1) 自然環境保全地域の指定

自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定及び保全計画の検討を進めます。

(2) 自然環境保全対策事業の推進

自然環境保全地域を担当区域とする自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切な保全と管理を行います。

1-2 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

(1) 森林の保全・育成

ア 森林計画制度の適正な運営

南伊勢森林計画について、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、北伊勢、尾鷲熊野、伊賀の地域森林計画と合わせて、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

イ 環境に優しい素材である木材の利用推進

木材を使うことが、森林の保全につながることを啓発する取組を実施します。

また、消費者が満足する木材を使った家づくりを提供する「顔の見える木材での家づくり」を実施し、木材の利用推進を図ります。

ウ 宮川流域水源地域の森林整備

清流の源である水源地域の宮川流域において、治山、造林、間伐、林道等の森林保全整備事業を緊急的に実施し、森林の持つ水源かん養等、公益的機能の発揮に努めます。

エ 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、IJUターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業者等の林業就業者の技術

向上研修等を実施します。

オ 保安林の整備・管理

国土保全等の森林の持つ公益的機能の向上を図るため、第5期保安林整備計画に基づき、適正な保安林の配備・整備や維持管理を行います。

カ 林地開発許可制度による指導

林地開発にあたっては、森林の保続培養、森林生産力の増進に留意し「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」について厳正に審査を行い許可するとともに、許可後における開発が計画書に基づき適正に実施されるように開発行為者に対し指導を行います。

キ 森林病虫害等の防除

(7) 森林病虫害等の防除の促進（補助）

市町村が行う「市町村地区実施計画」に基づく地上散布などの予防措置及び松くい虫被害木の伐倒処理をする駆除装置に助成します。

地域懇談会の開催、防除技術者の要請及び自主防除意識の高揚を図るイベントの開催など地域のボランティア活動を支援します。

(イ) 森林病虫害等の防除（県営）

三重県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫の被害を受ける恐れのある松林に薬剤散布等の予防措置と被害を受けた枯損木を伐倒処理する駆除措置を行います。

また、防除技術の普及、指導、被害情報等の自主的な防除体制を整備するとともに、高度公益機能森林における松林の育成環境を改善するため、林内清掃及び枯損木の伐倒処理を行います。

(2) 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

ア 環境保全型農業の推進

農薬、化学肥料による環境への負荷を軽減するための調査・研究などにより環境保全型農業の一層の推進を図ります。

また、持続農業法認定農業者（エコファーマー）やコンポストマイスターの育成を進めます。

環境保全型農業の推進に係る事業

区 分	実施団体	内 容
環境にやさしい持続的な農業の推進	三重県	・技術講習会の開催（39地区） ・コンポストマイスターの育成（12名） ・エコファーマー制度の周知と育成
		・農薬安全使用研修会開催（農薬管理指導士育成ほか） ・空中散布の安全指導
	農協中央会	・現地研修会開催 ・環境保全型農業実践者調査実施 ・シンポジウム開催（東海管内：愛知・岐阜と共催）
地域環境保全型農業の推進	市 町 村	・実証展示ほの設置（1町）
病虫害発生予察情報の提供	三重県	・予報、注意報、技術情報提供（FAXサービス・ホームページ）
環境保全型土壌管理対策	三重県	・効果的な施肥法確立のための土壌試験の実施 ・環境にやさしい有機質資源の施用基準設定調査の実施

イ 農村における環境整備

(7) 農村の総合的な整備（実施8地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

(4) 中山間地域の総合的な整備（実施9地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

(4) ふるさと農業の整備（実施22地区）

緊急に整備する必要がある農道について、整備を行い農村地域の振興と生活環境の改善に寄与します。

ウ 農業担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的適用を図るため、担い手への農地集積を促進します。

エ 耕作放棄地の解消

担い手への農地利用集積を推進するとともに、中山間直接支払や遊休農地解消事業を実施し、耕作放棄地の解消に努めます。

(3) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

ア 河川改修の実施における配慮

平成14（2002）年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。（平成14（2002）年度 一級河川矢谷川 他24河川）

イ 砂防事業の実施における配慮

平成14（2002）年度に引き続き、次の方針に基づき原則すべての着手溪流において自然環境に配慮し、事業を推進します。

(7) 実施方針

- a 土砂災害を防止しつつ、自然環境を保全創造する。
- b 自然植生、生態系の保全を推進する。
- c 魚、水生動植物の産卵、餌場等生息域を確保する。
- d 緑豊かな休養の場、レクリエーションの場等、野外活動拠点整備を推進する。

(4) 事業内容

内 容	実 施 箇 所
通 常 砂 防	朝明川(菰野町)ほか74ヶ所
地方特定河川等環境整備	三疱川(菰野町)ほか1ヶ所

(4) 農山村と都市の交流の推進

ア 市民農園の促進

市民農園での活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成15(2003)年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

(7) 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適正かつ円滑な整備を促進します。

(イ) 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農村の交流を図ります。

調査検討委員会」を設置し、三重県域の野生動植物の分布・生息生育状況の調査を進めます。

さらに、野生生物の生育情報データベースを構築し、三重の環境HPで公開することにより、県民との情報の共有化を図ります。

三重県版レッドデータブック調査対象種

グループ	分類群
動物	哺乳類(陸・海産)、鳥類、爬虫類、淡水魚類、両生類、クモ類、甲殻類(淡水・干潟産)貝類(陸・淡水・干潟産)
昆虫	チョウ・ガ類、甲虫類、トンボ、バッタ、セミなど、水生昆虫
植物	種子植物、シダ、蘚苔類
菌物	キノコ

1-3 沿岸域の自然環境の保全

ア 海岸の水際線の保全・再生

平成14(2002)年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

イ 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

ウ 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

エ 漁村と都市の交流の推進

尾鷲市賀田湾地区の三木浦漁港及び紀勢町錦地区の錦漁港、熊野市新鹿地区の鹿地漁港、鳥羽市答志町の答志漁港では海岸環境の整備を実施します。

(2) 天然記念物に関する野生生物の保護

ア 文化財のパトロール

文化財保護に万全を期するためパトロールを実施します。

イ 特別天然記念物カモシカ通常調査の実施

鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域において、通常調査を実施します。これは、概ね5年に一度実施する特別調査を補完するモニタリング調査(毎年実施)です。

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

エ 天然記念物ネコギギ保護管理指針の策定

平成13・14(2001・2002)年度に実施したネコギギの緊急調査を基礎資料として、ネコギギの保護管理のための指針を策定します。

(3) 鳥獣の保護・管理

ア 狩猟行政の推進

鳥獣保護員を配置し、狩猟の取締り、指導等を行うとともに、狩猟免許試験及び更新講習会等を行います。

イ 鳥獣保護事業の実施

第9次鳥獣保護事業計画(平成14~19(2002~2007)年度)に基づき、鳥獣保護区等の指定・管理、野生生物保護モデル校の育成、キジの放鳥、傷病鳥獣の保護等を行います。

2 生物の多様性の確保

2-1 貴重・希少な野生生物の保護

(1) 希少野生動植物の保護

平成15年3月に改正した自然環境保全条例に基づき、指定希少野生動植物の指定やその生息地等の保護のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

また、三重県版レッドデータブックの平成17年度策定に向け、調査及び編纂に関する専門事項についての検討を行うための「三重県生物多様性

平成15（2003）年度鳥獣保護区等の設定計画

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区	猟区
箇所数	16	5	8	2	-
面積 (ha)	10,518	458	5,432	131	-
その他	期間更新区域拡大を含む。				

2-2 生態系の多様性の確保

ア 移入種による影響対策の推進

平成15年3月に改正した三重県自然環境保全条例において規定した「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止（施行は平成15年10月1日から）」の定着を図るため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種について、県民への情報提供と普及啓発を進めるとともに、ブラックバス等については、モデル的のため池等において駆除事業を実施します。

【移入種による影響の事例】

移入種名	影響事例
タイワンザル(哺乳類)	遺伝的な攪乱、農林水産業等への影響
ヌートリア(哺乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
ミシシippiaカミミガメ(爬虫類)	在来種との競合・駆逐
オオクチバス等(魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ(植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ニセアカシア(植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱

(環境省野生生物保護対策検討会移入種問題分科会資料より)

イ 動物の愛護と管理

ヒグマやニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬のしつけ方教室等を開催します。

3 良好な自然環境の活用

3-1 自然公園等の整備・活用

ア 自然公園の管理・保護

自然公園内の各種行為の対する許認可等を適正に行うことにより、健全な自然公園の維持に

努めます。

イ 自然公園等利用施設の整備

自然公園のより一層の利用促進を図るため、次のとおり整備します。

国立・国定公園名	箇所名	種別	事業内容
吉野熊野国立公園	七色峡園地	国補	歩道・公衆便所
伊勢志摩国立公園	答志島縦走線歩道	〃	歩道・公衆便所
	音無山園地	〃	公衆便所・休憩所・駐車場
室生赤目青山国定公園	泰運寺園地	〃	歩道・駐車場

3-2 森林・水辺等の保全活用

(1) 森林の整備・活用

ア 山村地域の生活環境の改善

山村地域の生活環境基盤の整備のほか、森林整備・保全等にかかる林道の整備を行います。

イ 生活環境保全林の整備

生活環境を保全・形成する森林について、地域住民のやすらぎやうるおいの場となるよう、生活環境保全林の整備を行います。

生活環境保全林整備事業実施計画

施行箇所		整備面積 (ha)	整備内容
地区名	所在地		
秋ノ田	南島町道方	-	管理歩道
計	1地区	-	

(2) 農業利水施設

ため池及び農業用水路周辺の整備を次の7地区で行います。

地区名	所在地	地区名	所在地
木曾岬	桑名郡木曾岬町	鎌ヶ池	桑名郡長島町
川添	多気郡大台町	大井田西部	員弁郡大安町
笠田大溜	員弁郡員弁町	長島中部	桑名郡多度町
野代	桑名郡多度町		

(3) 温泉の保護・利用

温泉の保護と利用の適正化を図り、公共の福祉を増進させるため、地域の特性に即した指導を行い、温泉の適切な開発と公共的利用の増進を図っていきます。

(4) グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流施設PRパンフレットの配布を行います。

また、市町村が行っている都市との交流を促進するため、イベントやPR活動、交流関連施設整備への助成を行います。